

平成二十一年七月十日提出
質問第六七一号

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

671

在ウズベキスタン大使館に配置され所在がわからなくなった日本画に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第六〇六号）を踏まえ、再質問する。

一 外務省が一九九二年に購入し、在ウズベキスタン大使館（以下、「大使館」という。）に配置された後に所在がわからなくなった日本画「潮の舞」に関し、これまでの答弁書で、「潮の舞」の消息を調べるべく調査が行われており、また「大使館」として、「潮の舞」の消息についてウズベキスタン当局にも協力を要請していると承知する。過去の答弁書で、「当局との連絡に関しては、当局との関係等もあり、お答えすることは差し控えたい。」と、「大使館」とウズベキスタン当局による打ち合わせの詳細を明らかにすることはできないとの答弁がなされていることにつき、前回質問主意書で、当方は、右の打ち合わせの内容を問うているのではなく、その回数やそれに参加した「大使館」側の人物を問うているのであるが、同省として、右を明らかにすることで、ウズベキスタン当局との関係上、どんな支障を来すと考えているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「ウズベキスタン当局から捜査に関連して情報収集を行う際等に支障を来すと考えている。」との答弁がなされている。ウズベキスタン当局との「潮の舞」に関する打ち合わせが行われた回数や、それに参加した「大使館」側の人物を明らかにすることで、なぜ「ウズ

ベキスタン当局から捜査に関連して情報収集を行う際等に支障を来す」というのか、再度説明を求めらる。

二 「大使館」において、「潮の舞」の所在に関する調査を担当している者の官職氏名を明らかにされた
い。

三 「前回答弁書」では、「『潮の舞』の所在が確認できなくなったため、在ウズベキスタン日本国大使館の歴代公館長、会計担当者、現地職員等から聞き取り調査を行ったことは、先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三六号）一及び二について等で繰り返し述べたとおりである。」との答弁がなされているが、外務省として、「潮の舞」の所在に関する調査について、日本側の人物に対する調査は既に十分行っており、今後更なる聞き取り等の調査を行う必要はないと考えているか。

四 過去の答弁書では、「潮の舞」の所在に関する調査について、本年五月二十一日に「大使館」より公電での報告がなされていることが明らかにされているが、現時点で、更に新たな報告はなされているか。

右質問する。